

# 要 望 書

東海四県連合町村会

## 東海四県連合町村会要望事項一覧

- 1 地震・津波防災対策の推進について
- 2 原子力発電施設の安全体制の確立及びエネルギー政策の見直しについて
- 3 東海地方における高規格幹線道路網の整備促進について

## 1 地震・津波防災対策の推進について

地方自治体においては、東日本大震災を教訓として、現在、各種の防災・減災対策に取り組んでいるところであるが、昨年3月以降、国から順次公表された南海トラフの巨大地震に係る震度分布や津波高の推計及びそれに伴う被害想定では、最大クラスの地震・津波により、死者は最大32万3千人、約220兆円の経済被害をもたらすとされており、東海地方においても甚大な被害が想定されている。

一方、建物の耐震化や津波避難ビル等の防災・減災対策を講ずることによる被害軽減も推計されており、地方自治体においては可能な限り被害を最小限に抑止するための防災・減災対策をより一層進めていく必要がある。

よって、国においては、国民の生命と財産を守る使命を自覚し、更なる即効性のある防災・減災対策の実施に向けて、既存の法制等にとらわれることなく、下記事項について積極的に取り組むよう強く要望する。

### 記

- 1 国・地方が連携して地震・津波対策に取り組んでいくために、地震対策大綱や応急対策活動要領などを早期に策定するとともに、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案」の早期成立を図ること。
- 2 国が公表した被害想定に基づき、地域の特性に応じた防災・減災対策を集中的に推進できるよう、緊急防災・減災事業に係る新たな財政支援制度に向けて確実に財源を確保すること。
- 3 電気・ガス・上下水道、道路・橋梁、鉄道、港湾、通信等のライフライン機能・交通基盤の確保に向けた取組への支援を強化するとともに、発災時の早期復旧のための資機材の備蓄・調達体制を確立すること。
- 4 広域的で甚大な災害に的確に対処できるよう、国と自治体、防災関係機関が総合調整、人員の受け入れ、物資等の集積を行う「基幹的広域防災拠点」を東海地域に早急に整備すること。
- 5 想定される大規模地震に対し、地震・津波の観測・研究体制を充実・強化するとともに、防災行政無線等の情報伝達体制整備に対する財政措置を拡充すること。
- 6 津波による被害が想定される地域の住宅等の移転に係る土地利用の規制緩和など、地域の特性と実情を考慮して柔軟に対応すること。

## 2 原子力発電施設の安全体制の確立及びエネルギー政策の見直しについて

一昨年の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の重大な事故は、原子力発電所の安全性に対する信頼を大きく損ね、多くの住民の長期避難、飲食物の摂取制限など国民に多大な不安と不便を強いることとなっただけでなく経済的にも多大な影響をもたらす結果となった。

現在、政府は原子力発電所の再稼働を進めているが、本来、原子力発電所の再稼働については、福島第一原子力発電所の事故原因を特定し、その知見を生かした徹底した安全対策の下、エネルギー政策の方向性を見極めて慎重に判断すべきものである。

よって、国においては、下記事項を早急に実現するよう強く要望する。

### 記

#### 1 原子力災害対策指針の早期拡充

継続検討事項とされているP P A（甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）の具体的な範囲や当該地域における防護措置、P A Z（予防的防護措置準備区域：概ね5 km）の外の地域における安定ヨウ素剤投与の判断基準、屋内待避等の防護措置との併用のあり方及び避難等の防護措置の実施にあたって必要となる緊急時モニタリングの具体的な実施方法について、それぞれその内容を早急に示すこと。

また、S P E E D Iの予測精度を向上させるなど、より実効性のある放射性物質の拡散予測体制を構築すること。

#### 2 原子力施設の安全確保

福島第一原発事故の徹底的な検証とこれを踏まえた新規制基準の継続的な検証を行うとともに、原子力施設の安全性の審査にあたっては、新規制基準を厳格に適用した審査を行い、その結果について国民全体に分かりやすく説明すること。

#### 3 エネルギー基本計画の早期策定

現在、国は、「革新的エネルギー・環境戦略」を見直し、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための新しいエネルギー基本計画の策定作業を進めているが、「原子力発電の安全性確保を最優先」とした上での整合性のとれたエネルギー政策を早急に構築し、国民へ分かりやすく示すこと。

### 3 東海地方における高規格幹線道路網の整備促進について

高速自動車国道をはじめとする高規格幹線道路網は、国民生活の向上や活力ある国土形成にとって欠くことのできない極めて重要な社会基盤であり、同時に、地震や台風などの大規模災害時においては、緊急交通路、既存道路の代替路、緊急物資の輸送路としても大きな役割を果たすものである。

とりわけ東名・名神高速道路は、わが国の自動車交通の大動脈として、産業経済の発展や国民生活の向上に大きく寄与してきたところであるが、交通量の増大に伴う慢性的な渋滞により、その機能が著しく低下している。

新東名・新名神高速道路は、こうした渋滞を緩和するとともに、東西交通を支える新たな大動脈としてのみならず、東海地方において発生が危惧されている南海トラフの巨大地震の発災時や各種産業の活性化及び観光振興などに対しても極めて重要な役割を果たすものである。

高規格幹線道路を中心とした幹線道路ネットワークは、地域の競争力を向上させるとともに、災害・救急医療時の搬送力を発揮する基礎インフラとしての重要度が増していることから、未整備区間が多く残されている現状に鑑み、国の責任により着実に整備する必要がある。

よって、国においては、下記事項の実現に向け積極的に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 国の根幹的施設である新東名・新名神高速道路の早期全面完成に向け、着実に事業を推進すること。
- 2 東海環状自動車道の早期全面完成に向け、西回り区間（関広見 I C～四日市北 J C T 間）において着実に事業を推進すること。
- 3 近畿自動車道紀勢線（海山 I C～紀伊長島 I C 間）、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、新宮紀宝道路の早期完成及び熊野大泊以南のミッシングリンクの解消を早期に図ること。
- 4 伊豆縦貫自動車道の早期全面完成に向け、着実に事業を推進すること。
- 5 東海北陸自動車道（白鳥 I C～飛騨清見 I C 間）の4車線化に向け、着実に事業を推進すること。
- 6 名古屋環状2号線の全面完成に向け、西南部・南部（名古屋西 J C T～飛島 J C T 間）の早期完成に向けた整備を推進すること。